

第4章 国税不服審判所の概要

第1節 国税不服審判所の機能

1 概要

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関である。国税不服審判所では、納税者の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求人と国税の賦課徴収を行う執行機関（税務署等）との間に立つ公正な第三者の立場で審査請求事件を調査・審理して裁決を行っている。

なお、組織上は国税庁の特別の機関となっているが、これを機能面から見ると、国税庁長官の持つ権限のうちから、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に関する裁決権を分離し、その裁決権を国税不服審判所長に与え、執行権を行使する機関から独立した第三者的な立場を採る機関であるといえる。

また、国税不服審判所制度の目的は、審査請求人の権利利益の救済を図るとともに、併せて税務行政の適正な運営の確保に資することにある。

国税に関して税務署長等が行った処分に不服がある納税者が不服を申し立てる道が国税通則法によって規定されている。その不服申立ての形態は、一つは、その処分を行った税務署長等に対して不服を申し立てる「再調査の請求」であり、もう一つは、国税不服審判所長に対して不服を申し立てる「審査請求」である。

審査請求は、再調査の請求を経ずに直接行うことができるほか、再調査の請求を行った場合は、その決定後の処分になお不服があるときに行うことができる。

なお、現在の不服申立制度は、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第69号）により改正された国税通則法により、平成28年4月1日以降にされた処分に係る不服申立てから適用されているものである。

平成28年3月31日以前にされた処分に係る不服申立てについては、なお従前の例によることとされているところ、その不服申立ての形態は、一つは、処分を行った税務署長等に対して不服を申し立てる「異議申立て」であり、もう一つは、原則として、この異議申立てに対する決定を経た後の処分になお不服があるときに、更に国税不服審判所長に対して不服を申し立てる「審査請求」である。したがって、平成28年3月31日以前にされた処分に係る国税不服審判所長に対する審査請求は、異議申立てについての決定を経たからでなければ行うことができないのが原則である。国税不服申立制度の改正の概要等については第5章において後述する。

現行の不服申立制度の概要を図示すると図4-3のとおりであり、以下、現行の不服申立制度により説明する。

2 再調査の請求と審査請求

(1) 再調査の請求

国税に関する再調査の請求は、国税に関する法律に基づく処分に不服がある納税者が、国税不服審判所長に対する審査請求をする前に自らの選択により、その処分をした税務署長等に対して行う不服申立てをいう。

再調査の請求の本質は、その処分をした行政庁自身による見直しであるといえる。

イ 再調査の請求をすることができる者は、国税に関する法律に基づく処分に不服があり、かつその不服申立てについて法律上の利益があることが必要である。

ロ 再調査の請求は、処分の通知を受けた日又は処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に

しなければならない。

ハ 請求先は、原則として処分をした税務署長（国税局長及び税関長の場合もある。）であり、その税務署長等が再調査の請求について理由があるかどうか審理し決定する。

なお、税務署長がした処分であっても、その前提となる調査が、例えば調査課所管法人の場合等のように国税局の職員によってされた場合には、国税局長に対し再調査の請求をすることになる。

ニ 再調査の請求がされた場合でも、原則としてその処分の効力、処分の執行又は手続の続行は停止されないが、その国税の徴収のため差し押さえた財産の換価については、その財産の価額が著しく減少する場合などを除き再調査の請求に対する決定があるまで停止される。

(2) 審査請求

国税に関する審査請求は、国税に関する法律に基づく処分に不服がある納税者が、国税不服審判所長に対して行う不服申立てをいい、上記(1)の再調査の請求を経ずに行うことができ、また再調査の請求を行った場合は、その決定後の処分になお不服があるときに行うことができる。

イ 審査請求は、処分の通知を受けた日又は処分のあったことを知った日の翌日から3か月以内に行うなければならない。

また、再調査の請求に対する決定後の処分になお不服がある場合に行う審査請求は、再調査決定書謄本の送達があった日の翌日から1か月以内に行うなければならない。

なお、国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分（登録免許税について登記官がした処分等）については、国税不服審判所長に対する審査請求のみ行うことができる。

ロ 再調査の請求がされてから3か月を経過しても、その再調査の請求に対する決定がない場合には、その決定を経ないで審査請求をすることができる。

ハ 審査請求の申立先（名宛人）は、国税不服審判所長であるが、審査請求書の提出先は、原則として、国税不服審判所の各支部の所長（首席国税審判官）である。

なお、処分を行った税務署長等に提出することもできる。

ニ 審査請求をする場合の申立手数料などの納付は不要である。

ホ 審査請求がされても、原則としてその対象となっている更正・決定及び差押え等の行政処分の効力は失われず、その処分の執行や手続の続行も停止されない。

しかし、その国税の徴収のため差し押さえた財産の換価は、その財産の価額が著しく減少する場合などを除き審査請求に対する裁決があるまで停止される。

3 審査請求と訴訟

(1) 国税不服審判所長の裁決を経てもなお処分に不服があるときは、地方裁判所へ訴訟を提起することができる。

我が国では、行政事件に関する訴訟は司法裁判所によって審理されることになっており、行政裁判所は設けられてはいない。

国税に関する法律に基づく処分の取消しを求める訴訟は、原則として審査請求についての裁決を経た後でなければ裁判所へ提起することができない。

これは、

① 税法が複雑かつ専門的であることから、行政庁の知識経験を活用して、訴訟に至らずに事件の解決が図られるのが好ましく、また訴訟に移行したとしても事案の明確化に役立つ

- ② 国税に関する処分が大量かつ回帰的である
- ③ 裁判所への濫訴を回避できる
- ④ 税務行政を統一的に運用させる役割を持たせる

こと等の理由によるものである。

なお、取消訴訟は、原則として裁決があったことを知った日の翌日から6か月以内に提起しなければならない。

また、訴訟が提起された場合にも、原則として処分の効力、処分の執行又は手続の続行は停止されない。

- (2) 国税不服審判所長の裁決に手続上の違法その他裁決固有の瑕疵がある場合には、裁決そのものの取消しを求める訴訟を裁判所へ提起することができる。

行政事件訴訟法は、いわゆる原処分主義を採用しているため、原処分の違法はその処分の取消訴訟においてのみ主張することができるのであって、原処分の全部又は一部を正当として審査請求を棄却又は一部取消した裁決の取消訴訟においては、原処分の違法を理由としては裁決の取消しを求めることはできず、裁決の手続上の違法その他裁決固有の瑕疵を主張しなければならないことになっている（同法10②）。

裁決の取消しを求めた訴訟の状況をみると、国税不服審判所発足以来平成30年度までに合計714件の裁決取消訴訟が提起されている。

これを年度別に見ると、発足以来、漸次増加し、昭和49年度には40件の提起があったが、昭和50年度以降は、おおむね10～20件で推移している（表4-1）。

また、提起があった714件のうち、平成30年度までに終結した事件は712件で、その終結区分別内訳は、取下げが257件（36.1%）、却下が53件（7.4%）、棄却が395件（55.5%）、破棄差戻が2件（0.3%）、敗訴が5件（0.7%）となっている。（表4-2）

なお、敗訴した5件のうち、4件は第一審、1件は上告審における判決であり、第一審の判決のうち2件は、その後の控訴審、上告審で勝訴となっている。

また、取下げによって終結する事件数がこのように多いのは、裁決固有の瑕疵とは認められない事由を理由として裁決取消訴訟を提起している場合が多く、裁判所からの釈明権の行使等によっても裁決固有の瑕疵を明確にできず、結局判決に至らず取下げになる例も多いためと考えられる。

表4-1 訴訟提起の各年度別状況

(単位：件)

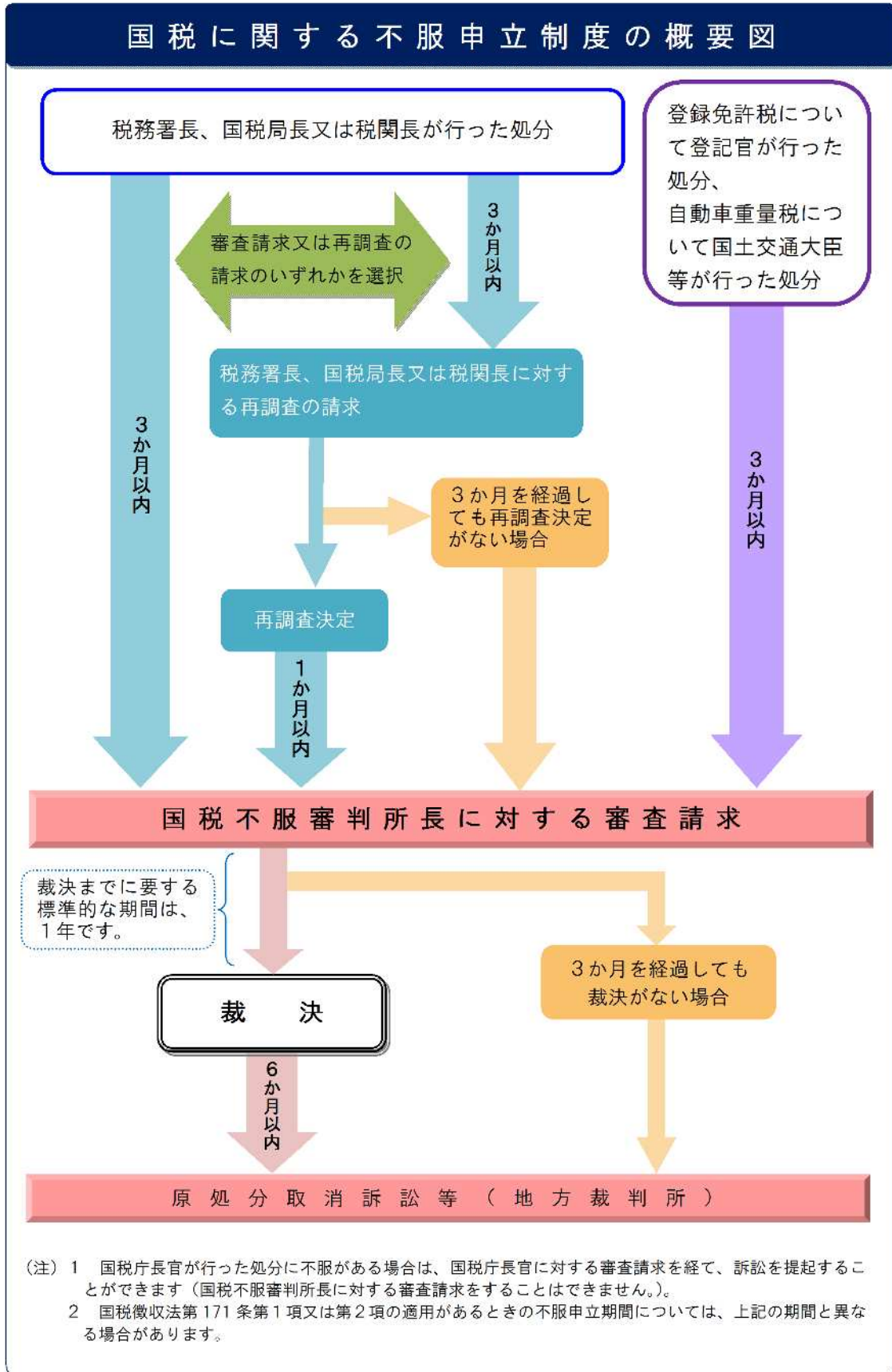
年度	区分	第一審	控訴審	上告審	合計
昭45		11	—	—	11
46		18	—	—	18
47		17	2	—	19
48		23	—	—	23
49		39	1	—	40
50		17	1	1	19
51		16	3	1	20
52		15	3	—	18
53		5	3	2	10
54		16	1	—	17
55		5	2	1	8
56		11	3	2	16
57		11	5	1	17
58		7	1	2	10
59		14	3	—	17
60		6	1	—	7
61		12	1	1	14
62		8	—	—	8
63		8	—	—	8
平成		13	4	2	19
2		11	—	2	13
3		9	10	2	21
4		6	1	7	14
5		5	1	2	8
6		5	1	1	7
7		10	8	2	20
8		10	3	2	15
9		8	4	—	12
10		10	7	4	21
11		13	4	4	21
12		10	9	4	23
13		7	4	4	15
14		10	3	3	16
15		8	3	2	13
16		4	2	1	7
17		9	—	1	10
18		5	5	2	12
19		6	1	1	8
20		8	5	1	14
21		9	1	3	13
22		9	7	4	20
23		16	6	3	25
24		6	4	3	13
25		7	3	4	14
26		4	2	—	6
27		4	6	2	12
28		4	4	1	9
29		5	4	3	12
30		1	—	—	1
合計		491	142	81	714

表4-2 年度別審級別終結状況

(単位：件)

区分 年度	第一審					控訴審					上告審					合計					
	取下げ	却下	棄却	敗訴	計	取下げ	却下	棄却	破棄差戻	計	取下げ	却下	棄却	敗訴	計	取下げ	却下	棄却	破棄差戻	敗訴	計
昭45	3	-	-	-	3	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	3	0	0	0	0	3
46	6	-	-	-	6	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	6	0	0	0	0	6
47	12	-	1	-	13	-	-	1	-	1	-	-	-	-	0	12	0	2	0	0	14
48	12	-	2	-	14	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	12	0	2	0	0	14
49	13	2	1	-	16	-	1	-	-	1	-	-	-	-	0	13	3	1	0	0	17
50	6	1	2	-	9	-	-	2	-	2	-	-	-	-	0	6	1	4	0	0	11
51	9	2	2	-	13	-	-	1	-	1	-	1	1	-	2	9	3	4	0	0	16
52	5	1	6	-	12	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	5	1	6	0	0	12
53	13	1	2	-	16	1	-	5	-	6	-	-	-	-	0	14	1	7	0	0	22
54	14	1	5	-	20	-	-	2	-	2	-	-	1	-	1	14	1	8	0	0	23
55	21	2	3	3	29	-	-	1	-	1	-	-	-	-	0	21	2	4	0	3	30
56	6	-	6	-	12	-	-	2	-	2	-	-	2	-	2	6	0	10	0	0	16
57	10	1	5	-	16	-	-	3	-	3	-	-	1	-	1	10	1	9	0	0	20
58	11	-	7	-	18	1	-	2	-	3	-	-	2	-	2	12	0	11	0	0	23
59	10	-	4	-	14	-	1	1	-	2	-	-	1	-	1	10	1	6	0	0	17
60	5	-	2	-	7	2	-	-	-	2	-	-	-	-	0	7	0	2	0	0	9
61	2	-	1	-	3	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	2	0	3	0	0	5
62	6	1	5	-	12	1	-	1	-	2	-	-	-	-	0	7	1	6	0	0	14
63	7	-	2	-	9	-	-	1	-	1	-	-	-	-	0	7	0	3	0	0	10
平元	5	-	8	-	13	-	-	2	-	2	-	-	-	-	0	5	0	10	0	0	15
2	5	1	2	-	8	-	-	2	-	2	1	-	2	-	3	6	1	6	0	0	13
3	1	6	7	-	14	-	-	5	-	5	-	-	1	-	1	1	6	13	0	0	20
4	2	1	3	-	6	-	-	5	-	5	-	-	4	-	4	2	1	12	0	0	15
5	3	-	2	-	5	-	-	2	-	2	-	1	5	-	6	3	1	9	0	0	13
6	1	-	2	-	3	-	-	1	-	1	-	1	1	-	2	1	1	4	0	0	6
7	2	2	9	-	13	-	2	3	-	5	-	-	1	-	1	2	4	13	0	0	19
8	4	1	6	-	11	-	-	3	-	3	-	1	1	-	2	4	2	10	0	0	16
9	7	-	4	-	11	1	-	2	-	3	-	-	2	-	2	8	0	8	0	0	16
10	3	1	6	-	10	1	1	5	-	7	-	-	1	-	1	4	2	12	0	0	18
11	-	2	4	-	6	1	1	4	1	7	-	-	6	-	6	1	3	14	1	0	19
12	3	1	9	-	13	1	-	4	-	5	-	-	4	-	4	4	1	17	0	0	22
13	4	1	5	-	10	-	-	5	-	5	-	-	4	-	4	4	1	14	0	0	19
14	1	2	6	-	9	-	1	3	1	5	-	-	3	-	3	1	3	12	1	0	17
15	7	-	3	1	11	-	-	4	-	4	-	-	2	-	2	7	0	9	0	1	17
16	3	-	7	-	10	-	-	1	-	1	-	-	1	-	1	3	0	9	0	0	12
17	1	2	2	-	5	-	-	1	-	1	-	-	-	1	1	1	2	3	0	1	7
18	1	-	6	-	7	-	-	4	-	4	-	-	1	-	1	1	0	11	0	0	12
19	2	1	2	-	5	-	-	3	-	3	-	1	1	-	2	2	2	6	0	0	10
20	2	1	7	-	10	-	-	-	-	0	-	-	2	-	2	2	1	9	0	0	12
21	3	-	3	-	6	-	-	3	-	3	-	-	2	-	2	3	0	8	0	0	11
22	-	1	8	-	9	-	-	9	-	9	-	-	2	-	2	0	1	19	0	0	20
23	3	1	8	-	12	-	-	4	-	4	-	-	5	-	5	3	1	17	0	0	21
24	3	1	6	-	10	-	-	5	-	5	-	-	4	-	4	3	1	15	0	0	19
25	1	-	6	-	7	1	-	4	-	5	-	-	1	-	1	2	0	11	0	0	13
26	-	1	5	-	6	1	-	1	-	2	-	-	3	-	3	1	1	9	0	0	11
27	1	1	3	-	5	1	-	3	-	4	-	-	1	-	1	2	1	7	0	0	10
28	-	2	4	-	6	1	-	2	-	3	-	-	2	-	2	1	2	8	0	0	11
29	2	-	2	-	4	1	-	6	-	7	-	-	1	-	1	3	0	9	0	0	12
30	1	-	1	-	2	-	-	-	-	0	-	-	2	-	2	1	0	3	0	0	4
合計	242	41	202	4	489	14	7	119	2	142	1	5	74	1	81	257	53	395	2	5	712

図4-3 不服申立制度の概要



第2節 国税不服審判所の特色

国税不服審判所には、次のような特色がある。

第一に、国税不服審判所長は、審査請求について自ら裁決する権限を持っており、税務の執行系統の機関（税務署長、国税局長等）から分離・独立していることである。

第二に、国税不服審判所長は、一定の手続を経て国税庁長官通達に示された法令の解釈に拘束されずに裁決を行うことができることである。

第三に、国税不服審判所が第三者的立場で公平な裁決を行い、裁決に対する公正性と適正性を確保するため、外部の学識経験者等を任用し、その人的構成にも十分な配慮が払われていることである。

1 執行機関からの独立

国税不服審判所は、国税庁の特別の機関として、執行機関である国税局や税務署から分離・独立した機関として設けられている。

したがって、審査請求事件について審査請求人である納税者等と原処分庁（審査請求の目的となった処分に係る行政機関の長をいう。以下この章において同じ。）である税務署長等の双方の主張を聴き、必要に応じ自ら調査し、公正な第三者的立場で審理した上で裁決を行うものである。

また、国税不服審判所長の裁決は行政部内での最終判断であり、仮に国税不服審判所長の裁決に不服があっても、税務署長等は訴訟を提起することはできない（納税者が、裁決の後なお不服がある場合には、裁判所へ訴訟を提起することができる。）。

2 国税庁長官通達との関係

国税不服審判所長は、審査請求についての裁決に当たっては、一定の手続を経て国税庁長官通達に拘束されずに裁決を行うことができる。

国税庁長官の発する法令解釈に関する通達は、税法が多数の納税者に対して適正、公平に適用されるようその解釈を具体的に示し、税務職員の職務執行の指針としているものであり、想定し得る事柄について適合するよう一般的な解釈や取扱いを定めている。

しかし、社会経済事情の進展を全て想定して通達することは不可能であり、納税者の特殊事情に応じた個別的、具体的事情を全て網羅できるものでもない。

したがって、国税不服審判所長は、従来の協議団制度とは異なり裁決に当たっては、具体的な個別事案に即して独自に法令を解釈・適用することができるように、「国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決」を行うことができることとされたのである。

しかし、このような場合、国税不服審判所長と執行機関である税務署長等とが、同一の法条について異なる解釈を行い、これによって税務行政が運営されることになれば実務に混乱を来し、租税負担の公平という見地からも適当でない。

そこで、この間の調整を図るため、国税不服審判所長は、国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決をする場合や他の国税に係る処分を行う際における法令解釈の重要な先例となると認められる裁決をする場合には、あらかじめその意見を国税庁長官に通知することになっている。

国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官がその意見を相当と認めるときは、そのまま裁決が行われるが、それ以外の場合には、国税不服審判所長と国税庁長官が

共同して国税審議会に諮問し、国税不服審判所長は国税審議会の議決に基づいて裁決してなければならない。

国税審議会は、学識経験のある者のうちから財務大臣が任命した20人以内の委員で組織することとされており、そのうち財務大臣が指名した10人以内の委員で組織する国税審査分科会において、諮問に対する審議・議決を行う。

このように、行政の統一を図るために一定の手續を必要とするものの、国税不服審判所長が、国税庁長官通達に拘束されずに裁決を行うことが可能であるという点に国税不服審判所制度の大きな特色がある。

3 学識経験者等の税務部外からの任用

国税不服審判所の職員の多くは執行機関である国税局や税務署などからの任用（出向）であるが、国税審判官については、納税者の権利救済というその職責の重要性を考慮し、その資格が国税通則法施行令（昭和37年政令第135号）で定められており、弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有するものと定められている。

そのため、人的構成面からの裁決の公正性、適正性を確保するため、国税審判官等の一部に税務部外の人材を登用し、令和2年4月1日現在65名が在籍している。

特に、歴代の国税不服審判所長、東京支部及び大阪支部の首席国税審判官や法規・審査担当など重要なポストには、裁判官又は検察官の職にあった者を任用している。

また、近年の経済取引の国際化、広域化等により、複雑・困難なものとなっている審査請求事件を適正かつ迅速に処理するため、民間の高度な専門知識・経験・ノウハウが必要であると考え、平成19年から、弁護士、税理士、公認会計士及び大学の教授又は准教授など、高度な専門知識等を有する民間専門家を国税審判官として公募し、令和2年4月までに弁護士80名、税理士48名、公認会計士32名を特定任期付職員として採用している。

これまでの税務部外からの登用者の累計は411名となっている。

現在までの税務部外からの任用状況については、表4-4のとおり。

なお、特定任期付職員の登用拡大については、第5章で後述する。

表4-4 税務部外からの任用状況 (単位：人)

前歴	現職者	過去の任用者	累計
判事	5	44	49
判事補	1	41	42
検事	4	55	59
司法修習修了者		1	1
大学教授等		5	5
弁護士	26	54	80
税理士	12	36	48
公認会計士等	10	22	32
裁判所書記官	6	74	80
法務事務官	1	14	15
合計	65	346	411

第3節 国税不服審判所における事務運営の基本方針

国税不服審判所は、執行機関である国税局や税務署から分離・独立した第三者的な立場で審査請求事件の適正・迅速な処理を行うことにより、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資するという目的を達成するため、次の3点を事務運営の基本方針とし、審査請求事件の公正妥当な処理に努めている。

1 争点主義的運営

争点主義的運営とは、審査請求人及び原処分庁の主張から導き出される争点に主眼を置いた審理を行い、新たに行う調査は争点事項及び争点関連事項とし、争点外事項については改めての調査は行わない運営のことをいう。

不服申立てに係る審理の対象の範囲については、原処分庁の課税処分によって確定された税額が、処分時に客観的に存在した税額を上回るか否かを判断するために必要な事項の全てに及ぶとする「総額主義」と、原処分庁が行った課税処分の理由との関係における税額の適否とする「争点主義」があり、「総額主義」が判例及び実務の立場である。しかしながら、国税不服審判所は、納税者の権利救済機関であることに鑑み、審査手続上の諸権利を尊重するとともに、その運用に当たっては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かして審査請求人等が十分にその主張を尽くし得るよう配慮した上で、当事者双方から事実関係や主張を聴き、そこから導き出される争点に主眼を置いた調査及び審理を行っている。

2 合議の充実

合議体を構成する担当審判官及び参加審判官は、裁決の基礎となる議決に当たって、それぞれ独立した権能が与えられている趣旨に鑑み、合議においては、各人が十分に意見を出し合い、公正妥当な結論に到達するよう議論を尽くすよう努めている。

3 納得の得られる裁決書の作成

裁決書の作成に当たっては、主張や事実は簡潔に記述し、判断は争点についての論理展開が明瞭で説得力を持った分かりやすいものとなるよう努めている。

第4節 審査請求事件の発生及び処理の状況

1 発生

国税不服審判所が発足した昭和45年5月から平成30年度までの国税不服審判所が取り扱う国税に関する法律に基づく処分に対する審査請求事件の発生件数は、263,092件となっている。（表4-5）

昭和45年5月から昭和46年3月まで（昭和45年度）の発生件数は4,140件であり、昭和45年4月中に協議団が受理した708件を加えても国税不服審判所発足前の昭和44年度と比較すると約2,900件減少している。

これは国税不服審判所の設立に伴い、原処分庁での更正・決定の処分や異議申立ての処理が一層慎重に行われるようになり、原処分段階で解決されるものが増加したためと推測される。

昭和46年度から漸次増加傾向をたどり、昭和49年度には、1万件に及ぶサラリーマン減税関係審査請求事案（以下「サラ減事案」という。）が発生したため、発生件数が大幅に増加し、昭和50年度には14,525件を数えるに至った。

サラ減事案は、給与所得者の減税要求運動の一貫として、昭和45年度以降仙台支部で発生し、昭和48年度には、東京、関東信越、札幌、高松、福岡及び熊本の各支部管内にも波及し、更に、昭和49年度からは広島支部を除く全国で大量に発生したため、事件の早期処理にかなりの影響を及ぼすこととなった。

その後、昭和60年代に入り、サラ減事案の大幅な減少もあり発生件数は漸次減少し、平成3年度以降はおおむね年間3,000件前後で推移していたが、平成24年度の3,597件をピークに減少し、平成26年度には2,029件と国税不服審判所発足以来最低の件数まで減少した。その後、増加に転じ、平成30年度は3,101件と、6年ぶりに3,000件台となった。

国税不服審判所発足以来の発生件数を税目別に見ると、所得税137,559件（構成割合52.3%）、徴収関係62,028件（同23.6%）、法人税26,915件（同10.2%）、消費税23,650件（同9.0%）、相続税・贈与税10,254件（同3.9%）、その他2,686件（同1.0%）となっており、所得税及び徴収関係事件の発生が多い原因としては、サラ減事案の大量発生が挙げられる。

税目別にその推移を見ると、所得税は、サラ減事案の大量発生もあり、昭和49年度からの10年間はおおむね6,000～7,000件台で推移していたが、その後、漸次減少し、平成6年度から平成17年度は、1,000件台で推移し、平成18年度以降も減少を続け、平成25年度には343件と発足以来最低となったが、その後増加に転じ、平成30年度は1,084件となっている。

法人税は、発足以来、昭和48年度まで、1,000件以上の発生が見られたが、漸次減少し、昭和53年度以降は、おおむね300～500件台で推移している。

相続税・贈与税は、発足以来、昭和50年度まで、200～300件台で推移していたが、それ以降は、おおむね100～200件台で推移している。

徴収関係は、サラ減事案の影響を受けて、昭和49年度からの10間間は3,000～5,000件台で推移していたが、サラ減事案の減少とともに漸次減少し、平成2年度以降は、おおむね100～300件台で推移している。

消費税は、平成2年度の発生以来、漸次増加し、平成9年度以降は、地方消費税が発生したことも影響し、400件台、平成11年度以降は、700～900件台で推移しており、平成19年度以降は、事業者免税点制度の適用上限の引下げなどの影響もあり、現在では発生件数の最も多い税目となっている。

その他は、発足当初を除き100件未満で推移していたが、新たな税目（法人臨時特別税、法人特別税、地価税）の発生により、平成5年度から平成9年度までは100件台で推移していたが、その後漸次減少し、平成10年度以降は、100件未満で推移している。

表4-5 税目別発生状況

(単位：件)

会計年度 税目	協議団 からの引継	昭45	昭46	昭47	昭48	昭49	昭50	昭51	昭52	昭53	昭54	昭55	昭56	昭57	昭58	昭59	昭60	昭61	昭62	昭63	平元	2	3	4	5	6
所得税	2,326	1,934	2,179	2,356	3,372	7,999	8,196	7,124	4,204	7,450	6,706	5,949	6,390	7,142	6,068	6,339	4,500	3,690	3,315	2,942	3,321	3,157	2,508	2,504	2,062	1,623
申告所得税	2,217	1,835	2,062	2,257	3,302	7,958	8,121	7,072	4,161	7,408	6,675	5,895	6,345	7,078	6,027	6,294	4,467	3,657	3,272	2,907	3,288	3,109	2,486	2,443	2,024	1,588
源泉所得税	109	99	117	99	70	41	75	52	43	42	31	54	45	64	41	45	33	33	43	35	33	48	22	61	38	35
法人税	1,678	1,411	1,555	1,270	1,056	730	733	792	682	592	492	537	409	544	473	436	363	453	431	483	562	393	388	333	410	400
相続・贈与税	266	220	349	356	254	249	283	178	165	164	171	124	111	136	112	145	149	256	125	161	150	223	199	158	218	339
相続税	204	146	214	205	165	173	160	136	117	115	111	104	81	57	72	70	100	204	74	120	136	188	148	128	190	322
贈与税	62	74	135	151	89	76	123	42	48	49	60	20	30	79	40	75	49	52	51	41	14	35	51	30	28	17
消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	56	190	450	297
徴収関係	139	327	369	471	1,089	5,059	5,282	3,977	2,056	3,533	4,239	4,078	4,416	3,896	3,670	4,094	2,919	2,227	1,602	785	741	338	203	221	251	146
その他	153	248	155	88	61	34	31	33	62	16	24	31	46	22	13	31	46	85	11	10	22	9	11	37	137	165
合計	4,562	4,140	4,607	4,541	5,832	14,071	14,525	12,104	7,169	11,755	11,632	10,719	11,372	11,740	10,336	11,045	7,977	6,711	5,484	4,381	4,796	4,123	3,365	3,443	3,528	2,970

会計年度 税目	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	発生の 合計 (S45~E30)	合計の 構成割合 (%)
所得税	1,479	1,570	1,797	1,496	1,352	1,497	1,208	950	1,376	1,172	1,036	770	826	915	753	749	854	572	343	555	547	628	1,000	1,084	137,559	52.3%
申告所得税	1,456	1,532	1,738	1,436	1,322	1,443	1,140	885	1,315	1,124	977	717	743	858	697	705	806	521	320	499	511	556	906	1,035	134,973	51.3%
源泉所得税	23	38	59	60	30	54	68	65	61	48	59	53	83	57	56	44	48	51	23	56	36	72	94	49	2,586	1.0%
法人税	290	378	442	494	429	441	421	623	575	547	543	429	562	489	561	429	453	362	349	313	334	504	462	557	26,915	10.2%
相続・贈与税	293	228	194	255	259	237	275	190	287	235	306	205	197	181	179	229	307	149	128	172	180	172	216	185	10,254	3.9%
相続税	271	187	167	211	216	223	239	161	246	189	242	194	147	158	149	199	260	122	119	142	139	160	196	163	8,036	3.1%
贈与税	22	41	27	44	43	14	36	29	41	46	64	11	50	23	30	30	47	27	9	30	41	12	20	22	2,218	0.8%
消費税	330	418	471	470	714	789	799	825	999	818	788	596	841	940	1,390	1,206	1,555	2,253	1,825	754	719	935	1,105	1,114	23,650	9.0%
徴収関係	180	221	185	291	268	352	174	201	187	285	232	501	314	294	344	459	303	214	155	161	196	235	134	153	62,028	23.6%
その他	154	137	105	92	42	85	31	23	11	26	56	3	13	16	16	12	99	47	54	74	117	10	27	8	2,686	1.0%
合計	2,726	2,952	3,194	3,098	3,064	3,401	2,908	2,812	3,435	3,083	2,961	2,504	2,753	2,835	3,243	3,084	3,571	3,597	2,854	2,029	2,093	2,484	2,944	3,101	263,092	100.0%

- (注1) 行政不服審査法に基づく審査請求及び国税庁長官宛の審査請求を除く。
(注2) 「申告所得税」及び「源泉所得税」には、復興特別所得税を含む。
(注3) 「法人税」には、復興特別所得税及び地方法人税を含む。
(注4) 「消費税」には、地方消費税を含む。

2 処理

(1) 処理の状況

国税不服審判所が発足した昭和45年5月から平成30年度までの国税不服審判所が取り扱う国税に関する法律に基づく処分に対する審査請求事件の処理件数は、265,059件（協議団から引き継いだ事件4,562件の処理を含む。）となっている。（表4-7）

審査請求事件の処理については、発足当初から、迅速な処理という行政不服審査法の趣旨に則り事件処理に当たってきた。発足当初の昭和45、46年度は、体制整備などに日時を要したものの、これまでおおむね発生件数に見合う程度の件数を処理してきている。

発足以来の処理件数を処理区分別に見てみると、全部又は一部認容29,005件（構成割合10.9%）、棄却196,812件（同74.3%）、却下19,381件（同7.3%）、取下げ19,861件（同7.5%）となっている。

全部又は一部認容の処理全体に占める割合（いわゆる「認容割合」）は、発足当初の約45%から昭和49年度の約23%まで漸次減少し、昭和50年度から昭和63年度までは、おおむね5～7%台で推移し、平成元年度以降は、おおむね10%前後で推移している。なお、認容割合の変動については、個々の事件処理を積み上げた結果であるが、発足以来の割合の推移を見ると、国税不服審判所の公正・妥当な裁決が、税務執行の適正な運営の確保に寄与しているものと考えられる。

(2) 実績の評価

財務大臣は、中央省庁等改革基本法第16条第6項第2号の規定に基づき、国税庁長官にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、国税庁が達成すべき目標を設定した上で、その目標に対する実績を評価して公表している。

国税不服審判所は、この国税庁の実績の評価において、審査請求に関する処理が迅速に行われているかを測定するため、審査請求の1年以内の処理件数割合を指標として設定している。その目標値は、適正な事務処理水準を維持する観点及び過去の実績値を踏まえ令和元年度は95%と設定し、迅速な処理に取り組んでいる。

表4-6 1年以内の処理件数割合

(単位：%)

会計年度	平12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
目標値	(参考・モニタリング指標)				80程度	80	80	80以上	85以上	90
実績値	48.9	54.6	56.9	65.5	82.2	84.5	85.6	89.0	92.6	92.2
会計年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令元
目標値	90	90	95	95	95	95	95	95	95	95
実績値	93.2	96.9	96.2	96.2	92.2	92.4	98.3	99.2	99.5	—

※ 令和元年度については、令和2年6月末頃に確定予定

表 4 - 7 処理態様別処理状況

(単位：件)

会計年度 税 目	昭45	昭46	昭47	昭48	昭49	昭50	昭51	昭52	昭53	昭54	昭55	昭56	昭57	昭58	昭59	昭60	昭61	昭62	昭63	平元	2	3	4	5	6
認 容	1,614	1,778	1,736	1,688	1,392	1,004	662	558	664	637	635	716	664	644	579	453	419	325	338	483	433	402	603	473	411
全部認容	597	653	549	538	392	205	75	66	108	86	109	144	154	73	54	59	60	27	35	58	45	35	152	62	101
一部認容	1,017	1,125	1,187	1,150	1,000	799	587	492	556	551	526	572	510	571	525	394	359	298	303	425	388	367	451	411	310
棄 却	928	1,160	1,185	1,717	3,590	11,428	10,485	10,126	7,278	9,140	10,215	9,226	10,231	9,132	8,721	9,476	7,873	5,434	5,023	3,072	3,428	2,564	2,021	2,005	2,014
却 下	492	542	655	645	556	1,143	562	560	952	1,150	477	882	387	590	426	417	340	329	236	269	308	235	274	231	280
取 下 げ	573	852	782	803	544	509	900	485	417	497	495	444	414	483	428	444	369	441	455	378	479	442	348	306	363
合 計	3,607	4,332	4,358	4,853	6,082	14,084	12,609	11,729	9,311	11,424	11,822	11,268	11,696	10,849	10,154	10,790	9,001	6,529	6,052	4,202	4,648	3,643	3,246	3,015	3,068

会計年度 税 目	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	処理の 合 計 (S45~H30)	合計の 構成割合 (%)
認 容	559	501	366	515	431	466	459	500	818	493	470	361	304	415	384	479	404	451	236	239	184	241	202	216	29,005	10.9%
全部認容	97	124	80	117	74	79	135	101	313	130	112	91	92	159	143	153	119	150	73	117	37	49	54	77	7,113	2.7%
一部認容	462	377	286	398	357	387	324	399	505	363	358	270	212	256	241	326	285	301	163	122	147	192	148	139	21,892	8.3%
棄 却	2,290	2,149	2,140	2,206	2,108	2,040	2,315	2,265	2,116	2,086	2,031	1,882	1,592	1,846	1,620	2,289	1,994	2,481	2,481	2,388	1,615	1,258	1,840	2,308	196,812	74.3%
却 下	171	262	237	290	270	308	280	291	281	242	186	329	284	267	295	639	285	380	197	164	284	187	186	128	19,381	7.3%
取 下 げ	420	314	319	221	188	252	235	338	491	557	478	373	224	284	284	309	275	304	158	188	223	269	245	261	19,861	7.5%
合 計	3,440	3,226	3,062	3,232	2,997	3,066	3,289	3,394	3,706	3,378	3,165	2,945	2,404	2,812	2,583	3,716	2,958	3,616	3,072	2,979	2,306	1,955	2,473	2,913	265,059	100.0%

(注1) 行政不服審査法に基づく審査請求及び国税庁長官宛の審査請求を除く。

(注2) 「認容」には、原処分の「変更」を含む。

